第四講「論証」を読む　40分

次の文章を読んで、後の問いに答えよ。

一般に、政治的な決定は、市民が受容しうる公正な手続きにしたがってなされる場合に、民主的な正統性（legitimacy）をそなえているとみなすことができる。手続きが公正なものとみなされる条件として最も重要なのは、「包摂性」と「対等性」である。「包摂性」は非排除性と言いかえることもできるが、意思決定の影響を被るすべての人々――ステイクホルダー（利害関係者）と総称される――がそれを導く政治過程に参加しうることを求める。他方、「対等性」は、民主的な政治過程から社会的・経済的な影響力を排し、すべての参加者が政治的には対等な発言権をもちうるようにすることを求める。

政治的な意思決定は、それにいたる手続きが公正なものとみなされるならば、決定の内容（法や政策の内容）に対しては意見を異にする者も、それを正統なものとして受容することができる。その場合には、他者の意思を一方的に押しつけられるのではなく、他ならぬ自分自身も関与しえた手続

きの結果に従うことになる、という了解が成り立つからである。少数者を含めすべての市民に対等な発言の機会が確保され、理由の検討が十分に重ねられていれば、それにもとづく意思決定に従う動機づけも与えられる。

ただし、A意思決定がこの意味で正統であることと、決定内容が認知的な観点から見て正しいと言えるかどうかは別の事柄である（「認知的」というのは、決定に至る手続きではなく決定の内容が正しいか否かを判断する際に用いられる言葉であり、たとえば権利を侵害し、コストもかかるようなエネルギー政策を選ぶことは「認知的」に見て正しいとは言えない）。意思決定は、ほとんどの場合、その正当化理由を検討する熟議の過程をさしあたり中断する仕方で行われざるをえない。その内容は、正しさという観点から見ればつねに誤りうるものである。それゆえ、意思決定は、理由の検討という同じ手続きによってそれがやがて修正されていく過程にひらかれていなければならない。

決定の正統性は、基本的には意思形成－決定の手続きが公正なものであることに依存している。とはいえ、手続きが公正であればそれだけで決定が正統なものとして受容されるかと言えばそうではない。※コイントスやくじ引きは、特定の人々を優先しない不偏性が確保されているので公正な手続きとみなしうるが、政治社会の制度に関わるような重大な意思決定がこれらの手続きにしたがって行われることはない。

手続きが公正なものであることに加えて、意思決定の内容がコイントスよりも認知的に見て正しいと推定できることが、現実には市民がそれを正統なものとして受容する条件になっている。D・エストランドの言葉を使えば、手続きにおいて特定の人々を優先しない不偏性（公正さ）が確保され、しかも、B認知的な観点から見てより正しい決定内容を導く傾向があるがゆえに、デモクラシーに対する信頼が得られる。

手続きが公正だとしてもそれが導く決定の内容が正しいとは言いがたいものであれば、あるいは逆に、正しい決定内容を導く傾向があるとしても決定へと至る過程が一部の知的エリートに独占されるのであれば、民主的な意思形成－決定に対する信頼は生まれない。信頼が生まれるのは、公正な手続きと決定内容の正しさが結びつくときである。

そうした結びつきが得られるのは、公共の議論を通じて情報や意見の交換が行われ、理由の検討が行われるときである。熟議デモクラシーは、認知的な多様性（社会に存在するさまざまな観点）を活用し、異論を通じたフィードバックによって誤りを正していくことができる。

政治的な意思決定に民主的正統性がそなわっているかどうかを判断しようとするとき、市民は次の二つの観点をとることができる。一つは、「入力」（in-put）、つまり法や政策の形成が市民の意思にもとづいているかど

うかに注目する観点であり、もう一つは、「出力」（out-put）、つまり政府の活動が公共的利益に沿っているかどうかに注目する観点である。もちろん、ある法が正統であるか否かは双方の観点から判断されうるし、されるべきである。とはいえ、そのいずれを重視するかによって、デモクラシーにおける市民の政治的役割をどう見るかについて大きな違いが出てくる。

Ｐ・ペティットは、市民の政治的役割を、「編者」（editor）としての役割と「作者」（author）としての役割に区別している。市民は、「編者」としては政治過程の出力に注目し、政府の活動が公共的利益に適（かな）っているかどうかをチェックする。他方、市民は、法の「作者」としては政治過程の入力局面に注目し、法の制定や政策立案が自らの意思に沿って行われることを求める。

「編者」としての市民は、立法過程においては二次的・間接的な役割を果たす（選挙を通じて立法者＝議員を選出する）にとどまるものの、法にもとづく統治が公共的利益に沿っているかどうかを監視し、そうでない――公共的利益たりうる利益を逸している／特定集団の非公共的な利益に奉仕している――と判断する場合には、積極的に異議を申し立て、法の改廃を求めていく。他方、「作者」としての市民は、法が、最終的には立法者（議員）によって制定されるとしても、それが他の市民とともに形成した共同意思

にもとづくものであることを求め、議会等で取り上げられるべき政策課題（アジェンダ）を自ら積極的に設定していく活動に携わる。

もちろん、法制定の多くは実際には既存の法の「編集」として行われる以上、「編者」としての役割と「作者」としてのそれは分かちがたく結びついている――編者による事後的なチェックが新たな法（改正法）をつくりだす契機になるという関係がある――と言えるが、次に挙げるいくつかの理由から、C法の「作者」の役割を「編者」の役割に還元することはできない。

まず、「編者」の役割は、異議申し立てを積極的に行い、公共的利益に反すると見られる法や政策を特定し、その改廃を要求していくことにある。市民が「編者」として行う具体的な活動は、メディアを通じての抗議の意思表明、デモや占拠（オキュパイ）などの直接行動、そして司法への提訴などである。

しかし、市民が福祉国家によるサービスの受給者としてクライアント化している場合には、異議申し立ては、法や政策を問い直すというよりも、苦情や陳情、つまり私的な諸要求の表明に終始する場合がある。そうした諸要求が何らかの仕方で――不利益に対する補償という仕方で――充（み）たされるならば、法や政策の正統性／正しさを問う異議申し立ては沈静化してしまう。のみならず、異議申し立てを行うための政治的交渉力の非対称性

を考慮すれば、交渉力において有利な立場にある者の方が自らの既得権が損なわれることに対してより活発に反応するという事態も考えられる。

　法の編集を積極的に行うためには、提起される異議申し立てに他の市民が関心を寄せることが必要である。つまり、異議申し立ては、個々の市民の不満や苦情として扱われるのではなく、すべての市民にかかわりうる公共の事柄として受けとめられるのでなければ、法や政策の正しさを問い直し、それらを再編していくルートはひらかれない。

　そのためには、市民が、提起された異議申し立てを理にかなっていると判断し、当の法や政策を改廃する活動に携わっていく必要がある。しかし、「編者」としての役割のみで、そうした自覚を喚起しうるかどうかは疑わしい。むしろ、ある市民による異議申し立てを、他の市民が自らの利益には響かない「彼らだけ」の事柄とみなす余地も大きい（沖縄の基地問題にはそうした面がある）。

　法の編集がその制定に活かされていく——異議申し立てによって問い返された法や政策の正当化理由が市民によってあらためて検討される——ルートを確保するためには、市民が法の「作者」としての立場にあること、つまり、自らの政治的権力が他の市民の生活を否応なく左右することへの責任を喚起することが必要になるだろう。

異議申し立てのデモクラシーも、法の「作者」たる他の市民の問題関心を呼び覚ますことなしには、法の編集という役割を十分に果たすことはできない。統治の影響はつねに偏った仕方で現れるのであり、一部の市民が被る不正を自らもまた関与している事柄として受けとめる観点がなければ、市民が、相互に、他の市民の異議申し立てに敏感に応じながら、法を再編していくエディターシップは十分には発揮されないだろう。法の編集が、人々が私人としていだく利害関心に沿って行われるのではなく、平等な尊重を維持し、回復しようとする関心に沿って行われるためには、市民間の協働が不可欠である。

そうした政治的協働にとって重要なのは、何らかの不正が見出される場合に、必ずしも直接の利害を共有しない他の市民の注目（アテンション）と対応をある程度期待できるということである。自らの利害には直接響かないと感じる市民も、不正として感知された問題に対応することが相互に期待できるということが、市民の間に政治的な協働関係を築く。すべての市民による平等な自由の享受という普遍的な価値を実現すべき制度は、たとえそれが直接にはごく一部の者にのみ関わる事柄であるとしても、感知された不正に反応し、法や政策そのものの妥当性（正しさ）を問い直そうとする市民の協働によって支えられる。

（齋藤純一『不平等を考える』による）

※注　コイントス……硬貨等を投げ、表裏のどちらが出るかによって、ものごとを決定する方法。

問一　傍線部Ａ「意思決定がこの意味で正統であること」とあるが、どういうことか。**一〇〇字以内**（句読点を含む）でわかりやすく説明せよ。

問二　傍線部Ｂ「認知的な観点から見てより正しい決定内容を導く傾向があるがゆえに、デモクラシーに対する信頼が得られる」とあるが、なぜ「デモクラシー」は「より正しい決定内容を導く傾向がある」といえるのか。**一〇〇字以内**（句読点を含む）でわかりやすく説明せよ。

問三　傍線部Ｃ「法の「作者」の役割を「編者」の役割に還元することはできない」とあるが、なぜ「還元することはできない」のか。**一四〇字以内**（句読点を含む）でわかりやすく説明せよ。

問一

問二

問三

第四講「論証」を読む　解答

問一

意思決定の影響を被るすべての人々がそれを導く政治過程に参加しうること、かつ、すべての参加者が政治的には対等な発言権を持ちうるようにすること、という条件が満たされた状態で、意思決定がなされること。

問二

熟議デモクラシーは、認知的な多様性を活用し、異論を通じたフィードバックによって誤りを正していくことができ、それによって、熟議を中断することによって導かれた誤りの決定内容をも修正することができるから。

問三

自らの政治的権力が他の市民生活を左右することへの責任を自覚し、また、自らが直接関与しない法や政策の妥当性をも問い直そうと協働しなければ、異議申し立ては公共的利益を考慮しない私的な諸要求の表明となり、政治的交渉力のある者の既得権が損なわれることに対してより活発になる場合があるから。